

最近の年金関連トピックス

平成30年10月

目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 公的年金関連	
1-1. 社会保障審議会「第6回年金財政における経済前提に関する専門委員会(第6回)を開催」	… 4
1-2. 第3回社会保障審議会年金部会の開催について	… 6
1-3. 平成29年度の最低責任準備金(期ズレなし)の不利率:6.51% (告示是正)	… 8
1-4. 厚生労働省 労働政策審議会 同一労働同一賃金部会、「同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台」等を提示	… 10
1-5. 第4回 社会保障審議会年金部会の開催について	… 12
2. 企業年金制度関連	
2-1. リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について	… 15
2-2. DB年金の平成30年3月決算積立状況等	… 16
2-3. 確定拠出年金法施行規則及び運管令の一部を改正する省令及び命令の公布について	… 24
2-4. 「確定拠出年金制度について」(法令解釈)等の一部改正通知の発出について	… 26
2-5. 確定給付企業年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について	… 32
3. その他のトピックス	
3-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2017年度)	… 34
3-2. 国際会計基準審議会 M&A費用計上を検討	… 37
3-3. 人事院、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見書を提出	… 38
3-4. MUFG資産形成研究所を新設	… 39
4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成30年7月～9月)	… 42

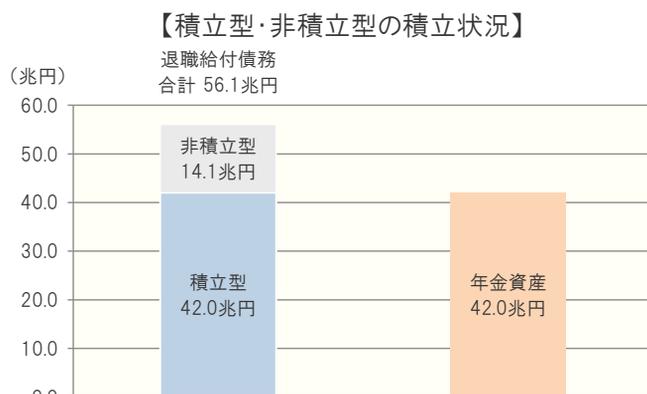
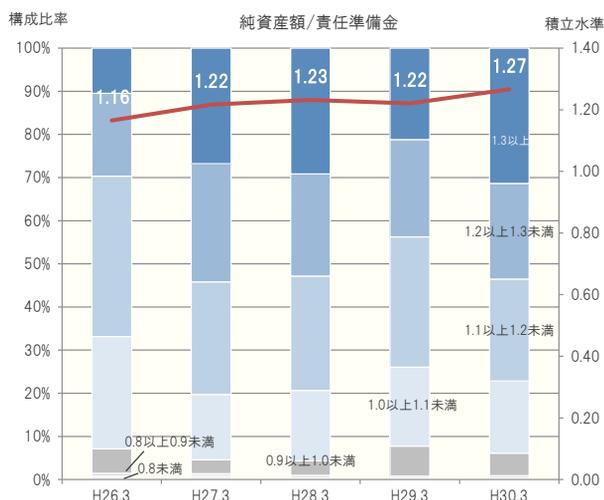
※ 平成30年7月～平成30年9月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

《積立状況の改善続く》 ⇒ P.16～23、P34～36

年金制度の積立では改善傾向が続いています。直近年度では、年金財政(継続基準)における積立比率(純資産/責任準備金)は1.26(ただし、3月決算先のみ)、会計上の積立比率(年金資産/退職給付債務)は78%と、最近では最も高い水準に到達しています。背景は株式市場の活況を映して、年金資産のパフォーマンスが順調なことです。

企業会計上の積立比率は78%ですが、退職給付債務には積立義務のない退職一時金の給付債務が含まれます。こうした非積立型の制度は多くの企業で実施されているため、積立比率が8割近くに達していれば、積立型制度だけで見るとフル積立に近い状況になっていると推測されます。退職給付会計では積立型・非積立型別の積立状況の開示が要請されているため、集計してみると積立型制度の積立比率は実際に100%となっています。ただし、社別の積立比率では、6割近くの会社が積立比率100%未満となっており、改善の余地のある会社はまだ多いと言えます。



(注)集計対象は積立型・非積立型の開示を行っていない企業(IFRS適用企業など)及び非積立型のみをの会社を除く1,924社

(注)集計対象は弊社が総幹事を努めるDB年金(920制度)

今後は、積立義務を有しない退職一時金制度の資金準備が検討課題といえるかもしれません。退職一時金は制度上、積立義務はありません。しかし、賃金確保に関する法律では退職金の原資確保は努力義務と位置付けられていますし、将来の給付支払に対して資金を手当てしておけば、企業財務における健全性も確保されるからです。

まして、人生100年時代を迎え、老後の所得確保が今まで以上に重要な課題となることは必至です。企業の社会的責任と言う観点からも、従業員の労働債権保全に努めることが求められます。

退職一時金制度に対して積立を行う場合、退職給付信託を利用することになります。退職給付信託というと、かつては持合株式を拠出するスキームが主流でしたが、最近は金銭を拠出して通常の年金資産同様に分散投資を行う方法が活発化しています。

退職給付信託の残高は、持合株式を拠出するタイプ、金銭を拠出するタイプ併せて8兆円程度あり、上場企業の年金資産の1割強を占めています。現状でも積立比率の向上に貢献していますが、今後も多くの企業に活用されることが期待されます。

1. 公的年金関連

1-1. 社会保障審議会「第6回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催

- 平成31年公的年金財政検証に向け、「年金財政における経済前提に関する専門委員会(第6回)」を開催
- 10月末までに基本的な考え方をまとめ、年末までに専門委員会に報告

～以下、メールマガジン「社会保障審議会「第6回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催(7/13)」転載～

7月12日、社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会(※1)(第6回)」(以下、専門委員会)が開催されました。

主な内容は以下のとおりです。

(※1)平成31年公的年金財政検証における経済前提等について、年金部会における審議に資するため、専門的・技術的な事項について検討を行う委員会として設置

<議論の内容>

- ・これまでの主な意見の整理等が行われ、平成26年財政検証時と同じように、複数シナリオで財政検証を行っていくことが了承されました
- ・また、財政検証に用いる経済前提の設定に当たって、技術的な検討や具体的な作業を行うため、本専門委員会の下に検討作業班を設置することが了承されました

1)これまでの主な意見の整理等

- ・経済モデルについて、基本的には前回財政検証の設定は妥当であった
- ・前回財政検証で複数のシナリオを示したことは前進であり、今回も幅広い複数ケースでリスクシナリオも取り入れるのがよい
- ・その他、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りの設定方法や経済変動を仮定するケース、足下の設定など、前回までの専門委員会が出された意見が提示されました

2)今後、議論を行う事項

【経済変動を仮定するケースについての検討】

- ・一時的に賃金上昇率がマイナスになるケースを含めて議論を実施
- ・新たな年金改定ルールの効果測定のため、賃金上昇率が3年平均でマイナスとなる必要あり

1-1. 社会保障審議会「第6回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催

【運用利回りの設定方法についての検討】

- ・諸外国のように、シンプルに過去実績から設定する方法なども考えられるか
- ・異次元の金融緩和後の長期金利の実績を用いることができるか
- ・市場における長期債のイールドカーブを用いた推計(前回のケースG・H)

3)検討作業班での検討事項

- ・各種パラメータの設定方法(労働投入量、TFP上昇率、資本分配率、資本減耗率、総投資率、物価上昇率など)
- ・SNA(※2)の遡及推計の作成方法など

(※2)一国の経済状況について、生産、消費、投資等のフローと、資産・負債等のストックを体系的に記録したもの(System of National Accounts)

4)今後の予定

- ・検討作業班で今年10月までに基本的な考え方がとりまとめられ、今年末までに専門委員会への報告がなされる予定です
- ・次回の専門委員会の開催時期等については明らかにされていません

<ご参考資料>

◎年金財政における経済前提に関する専門委員(第6回)資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000207188_00001.html

1-2. 第3回 社会保障審議会年金部会の開催について

- 第3回社会保障審議会年金部会が開催され、①諸外国の年金制度の動向、②年金額の改定ルールとマクロ経済スライド、について議論
- 今後は、上記の他、厚生年金の適用拡大、高齢期の受給の在り方等について検討の予定

～以下、メールマガジン「第3回 社会保障審議会年金部会の開催について(7/30)」転載～

7月30日、第3回社会保障審議会年金部会(以下、年金部会)が開催されました。主な内容は以下のとおりです。

<議題>

- 1.諸外国の年金制度の動向について
- 2.年金額の改定ルールとマクロ経済スライドについて

<本日の議論の内容>

事務局より以下の説明がなされ、年金額改定のあり方などについて意見交換が行われました。

1.諸外国の年金制度の動向について

(1)先進諸国の年金制度に共通する課題への対応策(総論)

OECD報告書「Pension at a Glance 2011」は、「給付の十分性」と「制度の持続可能性」のジレンマへの解決策として以下3点を提示

- ・就労期間の長期化(保険料拠出期間の延長)
- ・老後所得保障制度の再分配の実施
- ・公的年金給付の削減を補完する私的年金等の奨励

(2)給付水準の自動調整機能

マクロ経済スライドと同様の仕組みとして、スウェーデンの「均衡数値」やドイツの「持続可能係数」を紹介

- ・スウェーデンの「均衡数値」は、「年金資産/年金債務」が1を下回った場合、自動的にみなし運用利回りや年金額の改定率を変動する仕組み
- ・ドイツの「持続可能係数」は、「年金受給者数/保険料納付者数」の上昇分を年金額の減額と保険料率の引上げにより調整する仕組み

(3)被用者年金の適用範囲

OECD諸国では、わずかでも賃金収入があれば加入義務が生じるのが一般的でドイツは、月額賃金が450ユーロ(約6万円)以下であっても、原則として年金制度に加入(本人の申し出により適用除外は可能)、また、年金制度に加入する場合の保険料は本人3.7%、事業主15%で、適用除外を申請した場合は、事業主のみが15%と事業主が多く支払う仕組み(通常労働者は本人9.35%、事業主9.35%)

(4)各国の支給開始年齢の動向

- ・米国: 現在66歳から2027年までに67歳に引上げ
- ・英国: 現在男性65歳、女性64歳3カ月から2046年までに男女共68歳に引上げ
- ・ドイツ: 現在65歳6カ月から2029年までに67歳に引上げ

1-2. 第3回 社会保障審議会年金部会の開催について

2.現在の年金額の改定ルールとマクロ経済スライドについて

- (1) 少子高齢化が急速に進展して行く中で、将来世代の負担を過大なものとしないう、平成16年に保険料を固定し長期的な給付と負担の均衡を図るため、一定の調整を講じる仕組み(マクロ経済スライド)を導入
- (2) 既裁定年金と新規裁定年金の水準が2割以上乖離しないよう、既裁定年金額について新規裁定者の8割以上の水準を維持(8割ルール)
- (3) 賃金上昇に連動しない「運用利回りと賃金上昇率の差」や「既裁定年金の物価スライド」が年金財政に大きな影響を与える
- (4) マクロ経済スライドの発動が遅ければ、現在の受給者の給付水準は高く、将来の受給者の給付水準は低くなる

<今後の予定について>

- ・平成31年財政検証結果を踏まえつつ、年金額の改定ルールや厚生年金の適用拡大、高齢期の年金受給のあり方などについての検討が行われる予定です。
- ・なお、次回の年金部会の開催時期等は明らかにされていません。

<ご参考資料>

◎第3回社会保障審議会年金部会に関する資料(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00001.html

1-3. 平成29年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率:6.51%(告示改正)

- 平成29年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率(=最低責任準備金(期ズレあり)の平成31年度における付利率)は6.51%

三菱UFJ年金ニュースNo.473(9/3)

ポイント

- 今般、厚生労働省告示が改正され[※]、最低責任準備金(期ズレなし)の平成29年度における付利率(=最低責任準備金(期ズレあり)の平成31年における付利率)が6.51%とされました。

※ 平成30年9月3日付厚生労働省告示第316号(平成26年厚生労働省告示第95号の一部改正)

厚年基金への影響

- ✓ 今般の告示改正は、平成29年度の厚年本体利回りが6.51%に確定したことを受け、以下の利回りが6.51%となることを定めるものです。
 - ・ 最低責任準備金(期ズレなし)の算出に用いる利回り(平成29年度分)
 - ・ 最低責任準備金(期ズレあり)の算出に用いる利回り(平成31年分)
- ✓ 平成29年度末時点で存続している厚生年金基金においては、これまで告示に記載されていた平成29年度の四半期毎の利回りは適用せず、今般告示された利回りを適用します。(平成30年1月31日以後に解散・代行返上の認可を受けた基金も同様)
- ✓ 平成30年1月30日以前に解散・代行返上の認可を受けた基金には、平成29年度の四半期毎の利回りを適用します。(各四半期の利回りは[三菱UFJ年金ニュースNo.459](#)を参照)
- ✓ 8月10日付[三菱UFJ年金ニュースNo.471](#)で既報の内容は、平成29年度財政決算の対応を告示改正に先んじて進めるため、厚年本体利回りの公表をお知らせしたものです。

1-3. 平成29年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率:6.51%(告示改正)

最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率	期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
			4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—	—	—	—
平成10年度	4.15%	—	—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%	(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%	4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%	3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%	3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%	1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%	0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%	4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%	2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%	6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%	3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%	▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%	▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%	7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%	▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%	2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%	9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	▲3.63%	▲3.63%	8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	5.47%	5.47%	11.61%	▲3.63%	7.59%
平成29年度	6.51%	6.51%	▲3.63%	5.47%	▲1.43%
平成30年度	—	—	5.47%	6.51%	5.73%

 今回確定分

1-4. 厚生労働省 労働政策審議会 同一労働同一賃金部会、同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台」等を提示

- 労働政策審議会同一労働同一賃金部会が「同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台」等を提示
- 大企業は、2020年4月施行に向け、関係法令等が整備される見込み

～以下、メールマガジン「厚生労働省 労働政策審議会 同一労働同一賃金部会、
「同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台」等を提示(9/13)」転載～

同一労働同一賃金部会において、「同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台」等が提示されました(※1)。
概要は、以下のとおりです。

<内容>

1. 「同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台(短時間・有期雇用労働者に関する部分)」(※2)(以下、たたき台)
 - ・たたき台は、「短時間・有期雇用労働者に関する部分」と「派遣労働者に関する部分」に分けて公表されていますが、ここでは前者の概要を示します。
 - ・正規と非正規雇用労働者間の待遇差が不合理にあたるか否かを示す具体例を纏めた「同一労働同一賃金ガイドライン案」(平成28年12月20日策定)(以下、ガイドライン案)を原案として、たたき台が作成されました。
 - ・ガイドライン案からの主な変更点は、以下のとおりです。(詳細は※3参照)
 - (1) 低処遇の正規雇用労働者に関する新たな雇用管理区分を設けたり、職務内容等を分離した場合でも不合理な待遇の相違等を解消する必要がある
 - (2) 不合理な待遇の相違を解消するにあたって、労使合意なく正規雇用労働者の待遇を引き下げることが、望ましい対応とはいえない
 - (3) 本指針に記載された原則となる考え方等に反した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる場合があり、本指針に原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合についても、不合理な待遇の相違等を解消する必要がある
 - (4) 短時間労働者等の定義規定を追加
 - (5) 短時間・有期雇用労働者と正規雇用労働者の待遇において、職務内容、配置の変更範囲等について不合理と認められる相違を設けてはならない
 - (6) 定年に達した後に引き続き有期雇用労働者として雇用する場合の待遇について、様々な事情が総合考慮されて、正規雇用労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理であるか否かが判断されるものと考えられるため、当該有期雇用労働者は定年後に継続雇用される者であることのみをもって、直ちに待遇の相違が不合理ではないとされるものではない。
(今年6月の長澤運輸の最高裁判決の内容(※4)を反映)
2. 待遇差に関する内容と理由の説明について
 - (1) 比較対象となる正規雇用労働者
 - ・職務の内容、配置の変更範囲等に鑑み、短時間・有期雇用労働者と最も近いと事業主が判断する正規雇用労働者とする
 - (2) 待遇差の内容・理由に関する説明内容
 - ・正規雇用労働者と短時間・有期雇用労働者との間の待遇の実施基準(※5)の相違の有無
 - ・次の①又は②の事項
 - ① 正規雇用労働者と短時間・有期雇用労働者の待遇の個別具体的な内容
 - ② 正規雇用労働者と短時間・有期雇用労働者の待遇の実施基準

1-4. 厚生労働省 労働政策審議会 同一労働同一賃金部会、同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台」等を提示

(3) 説明方法

- ・資料を活用の上、口頭による説明を基本とする
- ・ただし、説明すべき事項を漏れなく記載した短時間・有期雇用労働者が容易に理解できる内容の資料を用いる場合には資料を交付する等の方法でも可

引き続き、同部会で、「派遣労働者に関する部分」について議論が進められる予定です。大企業は2020年4月、中小企業は2021年4月の施行に向け、関係法令やガイドラインが整備される見込みです。

<ご参考>

(※1) 第9回労働政策審議会 職業安定分科会 雇用・環境均等分科会 同一労働同一賃金部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000176596_00002.html

(※2) 「同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台(短時間・有期雇用労働者に関する部分)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000348377.pdf>

(※3) 「同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台(短時間・有期雇用労働者に関する部分)」(主な変更点)

https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/guideline.pdf

(※4) 長澤運輸の最高裁判決の内容

https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/hanrei300604.pdf

(※5) 待遇:賃金、他数量的・非数量的な処遇

待遇の実施基準:賃金テーブルなど、適用している待遇の基準

1-5. 第4回 社会保障審議会年金部会の開催について

- 第4回社会保障審議会年金部会を開催
- 厚生年金保険の適用拡大について、意見交換を実施
- 年金財政における経済前提等に関する専門委員会の中間報告を実施

～以下、メールマガジン「第4回 社会保障審議会年金部会の開催について(9/18)」転載～

9月14日、第4回社会保障審議会年金部会(以下、年金部会)が開催されました。主な内容は以下のとおりです。

<議題>

- 1.被用者保険の適用拡大について
- 2.年金財政における経済前提に関する専門委員会について(中間報告)

<議論の内容>

事務局より以下の説明がなされ、適用拡大について意見交換が行われました。

1.被用者保険の適用拡大について

～適用拡大の現状～

- <平成28年10月>従業員501人以上の企業で一定要件を満たす短時間労働者に拡大
- <平成29年4月>従業員500人以下の企業で労使合意に基づき企業単位で適用可能

(1)適用拡大に関するこれまでの議論

- ・適用拡大を進めることにより報酬比例年金の受給者拡大が進めば低所得・低年金者の年金額の引上げにもつながる
- ・年金水準とりわけ基礎年金水準の確保にもプラスの効果が見られる
- ・適用拡大を進め、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要
- ・従業員501人以上の企業の適用要件は、事業主の負担を考慮して当分の間の経過措置として規定されたもの

(2)被用者にふさわしい保障の実現(厚生労働省実態調査結果等)

- ・現状では、被用者でありながら厚生年金保険に加入できず自営業者と同様、国民年金加入となっている者が第1号被保険者のうち約4割を占めている
- ・適用拡大によって厚生年金適用となった元第1号被保険者の内訳をみると、世帯主の妻、未婚者、離婚・死別の女性が約7割を占めている状況

(3)働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築(厚生労働省実態調査結果等)

- ・パート労働者の年収100万円前後及び120万円台の者の半数程度が就業調整を行っている状況
- ・適用拡大により所定労働時間を延長した者の方が短縮した者より多い状況
- ・適用拡大により標準報酬月額11万円(年間132万円)以上の短時間被保険者は増加

(4)社会保障の機能強化(適切な再配分機能の維持)

- ・平成26年財政検証のオプション試算において、適用拡大はマクロ経済スライドによる基礎年金水準の調整期間を短縮するとともに、国民年金財政が改善して将来の基礎年金の所得代替率が改善する効果が確認されている

1-5. 第4回 社会保障審議会年金部会の開催について

(5)人生100年時代・一億総活躍社会・働き方改革への対応

- ・生産者年齢人口が減少する中、雇用者数は増加傾向で、近年、女性や高齢者のパート・アルバイトが増加傾向にある
- ・適用拡大により厚生年金加入となった者の多くは女性または高齢者であり、適用拡大はこうした者を厚生年金の支え手に加える効果をもたらしている

(6)さらなる適用拡大を議論する上での留意点

- ・パート労働者は「卸売業・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」「医療・福祉」の業種に偏在しており、こうした業種は短時間労働者の比率が高い
- ・パート労働市場における需給逼迫や最低賃金の引き上げの影響を受けて、短時間労働者の実勢賃金単価は上昇し、半数近い短時間労働者の時給単価は、厚生年金適用の月額賃金8.8万円をクリアする水準を超えている
- ・現状、2事業所勤務被用者の厚生年金適用は事業所毎で判断している

(7)被用者保険の適用事業所の範囲

- ・現状、厚生年金保険適用は、法人事業所および法定16業種で常時5人以上の者を使用する個人事業主に強制適用、その他は任意適用となっている

(8)働き方の多様化と被用者保険の適用のあり方

- ・雇用関係によらない働き方が拡大している中、労働政策審議会において、雇用類似の働き方や副業・兼業に関する社会保険のあり方について十分な検討を進めるべきとされている

(9)厚生年金保険の適用促進に係る取組

- ・未適用事業所に対する適用促進にあたっては、加入すべき被保険者が多い法人事業所から優先的に加入指導を実施している
- ・適用事業所に対する事業所調査として、被保険者の資格や標準報酬等の詳細な確認により、適用漏れの防止と届け出の適正化を推進している

2.年金財政における経済前提に関する専門委員会について(中間報告)

(1)平成31年財政検証における経済前提等について、年金部会における審議に資するため、専門的・技術的な事項について検討を行う目的で設置(平成29年7月～平成30年7月までに計6回実施)

(2)専門委員会での経済前提の設定に関する主な意見の整理

- ・前回の経済モデルについては基本的には妥当な設定である
- ・経済モデルは今回も幅広い複数ケースでパラメータを設定するのが良い
- ・実質賃金が1%増えること自体は、ベースシナリオとして妥当である
- ・運用利回りについて足下の経済指標に引っ張られると現実的ではない前提となるためイールドカーブを使うにあたり工夫の余地がある
- ・物価上昇率について、仮に労働分配率はほぼ一定としてもデフレーター等の調整をすれば違った数値が出てくるのではないか

<今後の予定について>

- ・平成31年財政検証結果を踏まえつつ、年金額の改定ルールや厚生年金の適用拡大、高齢期の年金受給のあり方等について検討が行われる予定。
- ・なお、次回の年金部会の開催時期等は明らかにされていません。

<ご参考資料>

◎第4回社会保障審議会年金部会に関する資料(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00002.html

◎第6回社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提に関する専門委員会(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000207188_00001.html

2.企業年金制度関連

2-1. リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について

- 平成30年7月1日現在、リスク対応掛金は71件導入(前月比3件増加)
- リスク分担型企業年金は、富士通企業年金基金が導入し5件へ(同1件増加)

～以下、メールマガジン「リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について(7/6)」転載～

厚生労働省が、平成30年7月1日現在のリスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況を公表しましたので、ご案内します。

○リスク対応掛金 71件(対前月比+3件)

○リスク分担型企業年金 5件(同+1件)※1

※1 この1件は富士通企業年金基金です。同基金のリスク分担型企業年金導入にあたっては弊社がコンサルティングを実施しております。リスク分担型企業年金はDB・DCに次ぐ第3の年金制度として今後普及が見込まれています。

制度改正に関するご相談は弊社までお願いいたします。

○特別算定承認 ※2 72件(同+7件)

※2 厚生労働大臣の承認を得て、財政悪化リスク相当額を個別の制度の実情にあった方式により算定するもの

<ご参考> 厚生労働省「確定給付企業年金制度の主な改正(平成29年1月1日施行)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000145209.html>

2-2. DB年金の平成30年3月決算積立状況等

- 平成30年3月の弊社総幹事DB年金(370件)の積立状況を集計
- 継続基準の積立水準の平均は、1.26(99%は掛金の見直し不要)
- 非継続基準の積立水準の平均は、1.41(86%は追加掛金の計算不要)

ポイント

三菱UFJ年金ニュースNo.468(7/13)

- 平成30年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金370件(基金型158件、規約型212件)について、積立水準等の集計を行いましたのでご案内します。
(全てのDB年金を対象とした集計ではないことにご留意ください)
- 継続基準の積立水準^{※1}の平均⇒1.26
99%のDB年金が継続基準による掛金の見直しは不要でした。
- 非継続基準の積立水準^{※2}の平均⇒1.41
86%のDB年金が非継続基準による追加掛金の計算は不要でした。

※1 純資産額／責任準備金

※2 純資産額／最低積立基準額

1. 継続基準(1) 17
積立比率(=純資産額／責任準備金)	
(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金	
継続基準(2) 19
潜在的な積立比率(=純資産額／数理債務)	
特別掛金の残余償却期間	
継続基準(3) 20
予定利率	
2. 非継続基準 21
積立比率(=純資産額／最低積立基準額)	
追加掛金計算の要否	
3. 運用実績 22
4. 成熟度 23
受給者数／加入者数	
給付額／掛金額	

2-2. DB年金の平成30年3月決算積立状況等

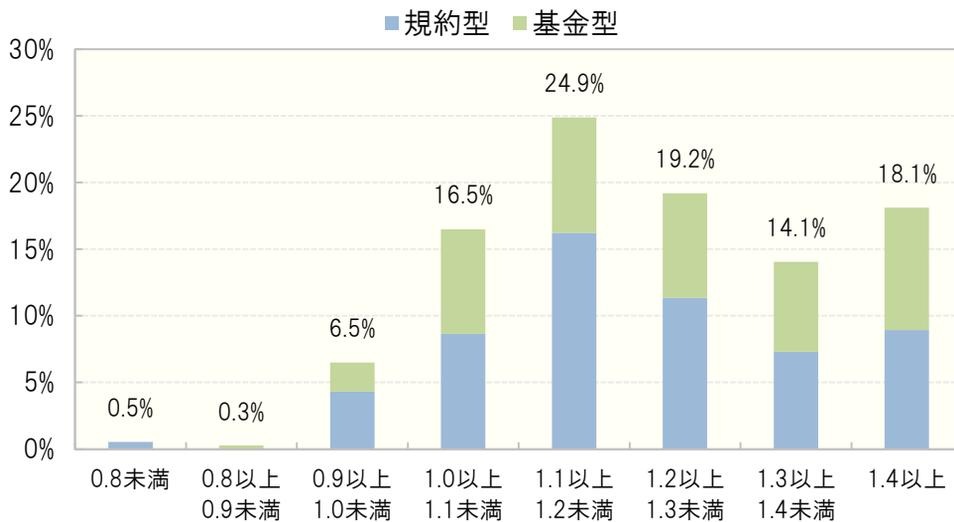
1. 継続基準(1)

- ✓ 継続基準の財政検証とは、純資産額が計画どおりに積み立てられているかを検証するものです。
- ✓ 「純資産額／責任準備金※」 ≥ 1.0 であれば、継続基準を充足します。
- ✓ 「(数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金※」 ≥ 1.0 であれば、継続基準による掛金の見直しは不要です。

※ 平成29年1月施行の法改正に基づき「財政悪化リスク相当額」を計算しているDB年金については、責任準備金に代え、「数理債務－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価」(以下「財政均衡下限額」という)を使用

積立比率(=純資産額／責任準備金)

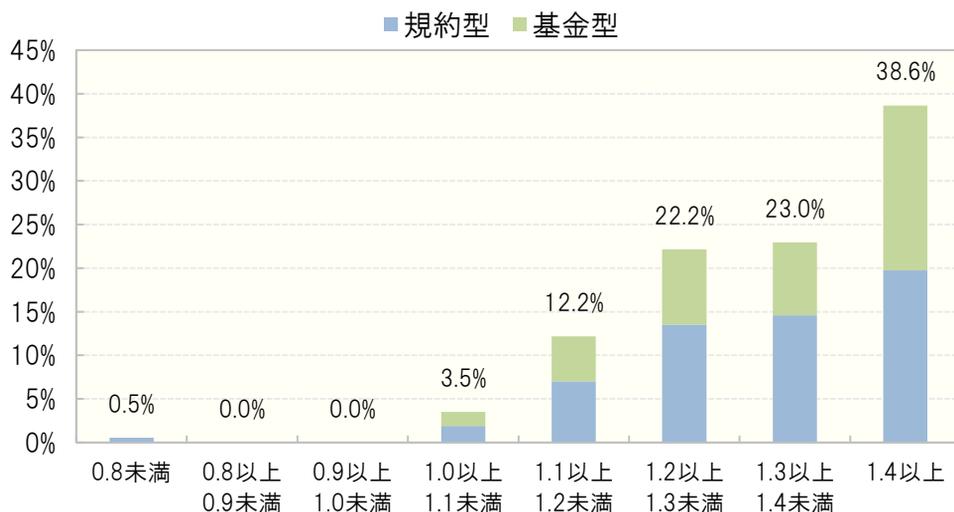
全体平均	基金型	規約型
1.26	1.26	1.26



(数理上資産額※＋許容繰越不足金)／責任準備金

全体平均	基金型	規約型
1.41	1.42	1.41

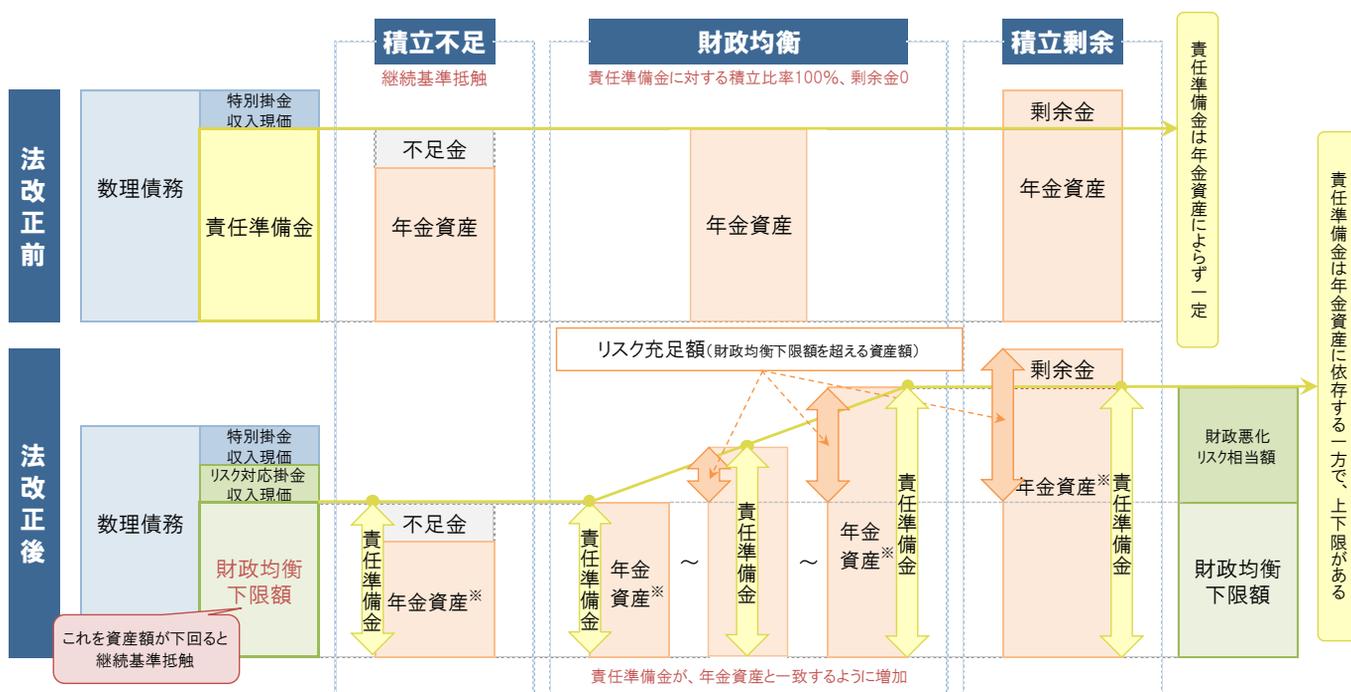
※ 時価評価(または数理的評価等)により算定した年金資産の額



2-2. DB年金の平成30年3月決算積立状況等

◀補足▶ 財政悪化リスク相当額を算定している場合は「財政均衡下限額」を使用

- 平成29年1月施行の法改正により、責任準備金の定義が変更されました。
- 「財政均衡」の範囲内であれば、責任準備金は年金資産に連動します。
- このため、年金資産を責任準備金対比で評価すると、財政均衡の場合に、継続基準抵触ラインに対する財政上の余力が分かりづらくなります。
- よって、本ニュースでは、『財政均衡下限額』を積立比率の算定基準に使用しています。



※ 正確には、「年金資産一別途積立金(当年度基本金処理前)一承継事業所償却積立金」。

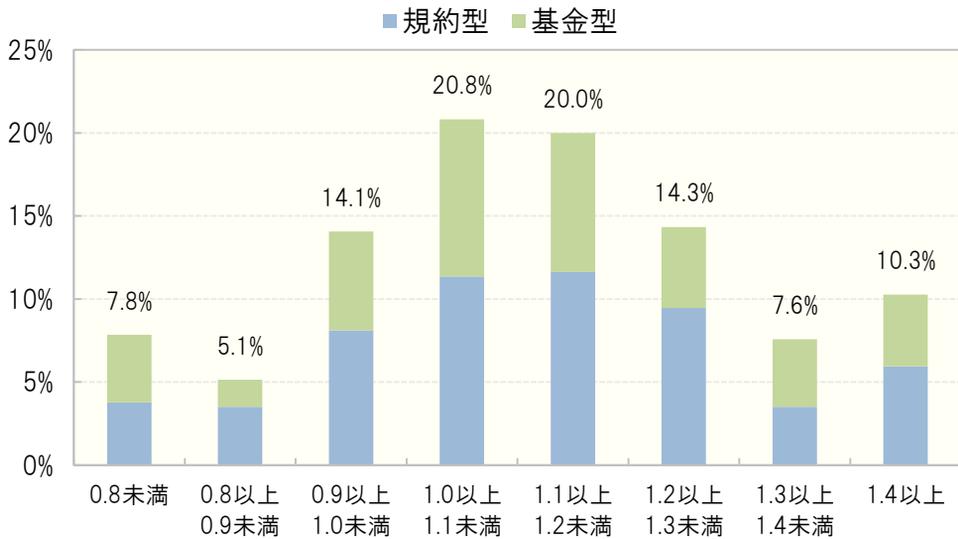
2-2. DB年金の平成30年3月決算積立状況等

1. 継続基準(2)

- ✓ 責任準備金に対する積立比率は、未償却過去勤務債務の償却が予定どおりに進むと仮定した場合のものです。
- ✓ 未償却過去勤務債務があると、加入者や基準給与の減少等による将来の収入不足の影響を受けることがあります。
- ✓ 数理債務に対する積立比率を捉えておくことも重要です。

潜在的な積立比率(=純資産額/数理債務)

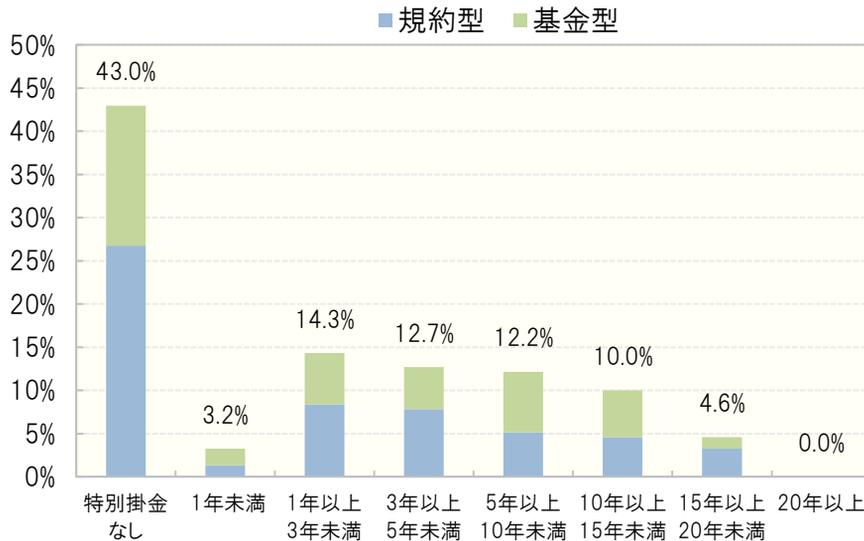
全体平均	基金型	規約型
1.13	1.11	1.15



特別掛金の残余償却期間※

※ 同一制度で特別掛金が複数ある場合は最長年数

全体平均	基金型	規約型
4年	4年	3年



2-2. DB年金の平成30年3月決算積立状況等

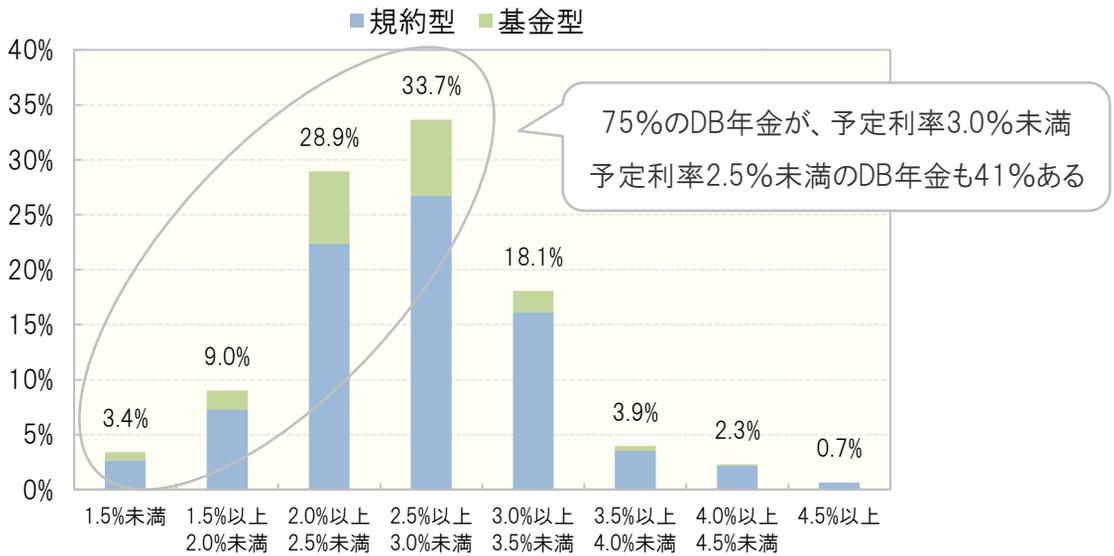
1. 継続基準(3)

✓ 予定利率が低いほど、安定的な運用が可能となります。

予定利率※(過去1年間の決算先を集計)

※ 同一制度で予定利率が複数ある場合は最も低い率

全体平均	基金型	規約型
2.40%	2.24%	2.44%



《参考》継続基準の維持・改善策

- ① 予定利率の引き下げ
 - ・ 目標収益率の引き下げが可能となり、運用が安定化。
⇒各種積立比率の安定化(維持)に寄与。
- ② 特別掛金償却期間の短縮
 - ・ 年金資産の積み上がりスピードが上昇。
⇒潜在的な積立比率の向上(改善)に寄与。
- ③ リスク対応掛金の拠出
 - ・ 年金資産の積み上がりスピードが上昇。
 - ・ 目標収益率の引き下げが可能となり、運用が安定化。
⇒各種積立比率の安定化・向上に寄与。

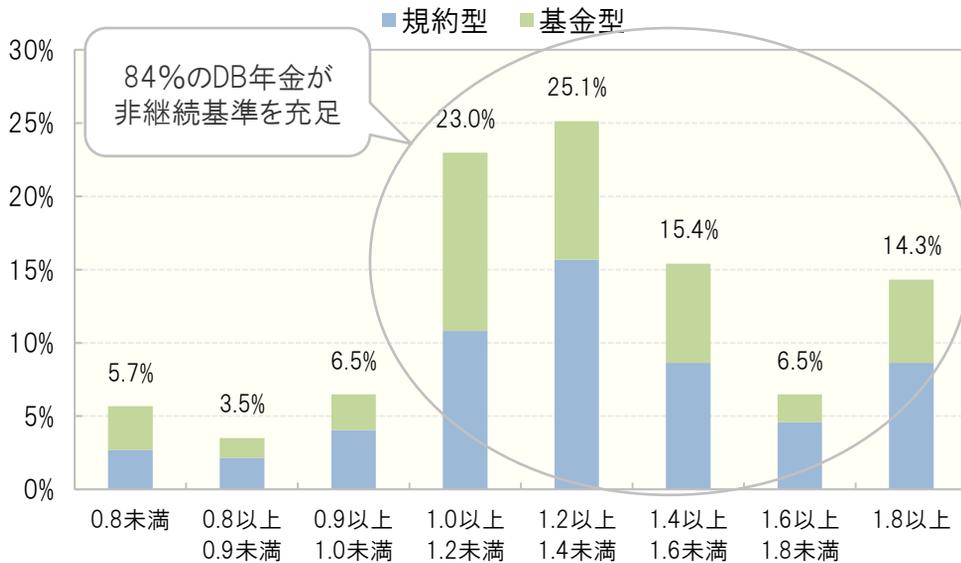
2-2. DB年金の平成30年3月決算積立状況等

2. 非継続基準

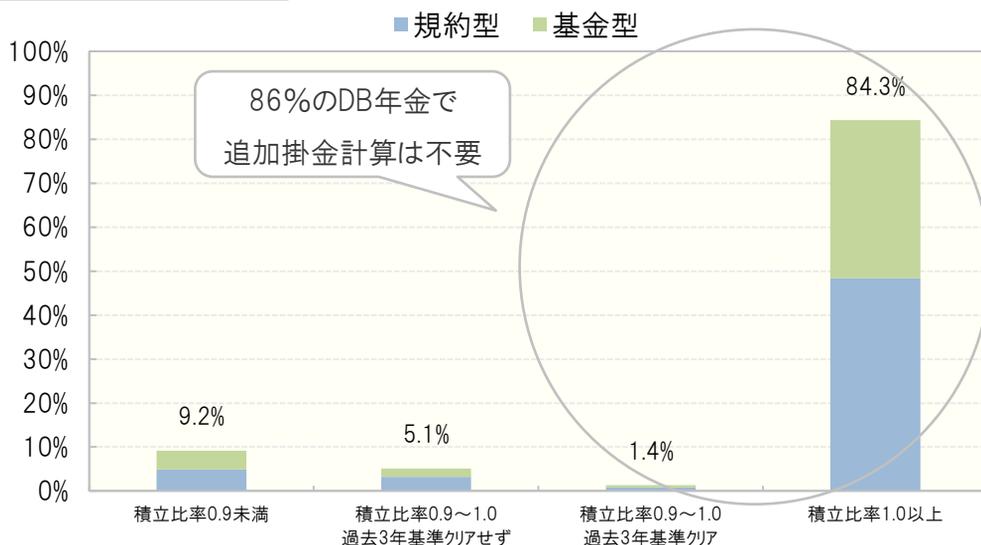
- ✓ 非継続基準の財政検証とは、決算日時点で制度を終了すると仮定した場合に、過去の加入者期間に見合った給付に必要な純資産額が積み立てられているかを検証するものです。
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 \geq 1.0」であれば、非継続基準を充足します。
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 \geq 0.9」で、過去3年のうち2回以上非継続基準を充足していれば追加掛金計算は不要です。

積立比率(=純資産額/最低積立基準額)

全体平均	基金型	規約型
1.41	1.42	1.40



追加掛金計算の要否



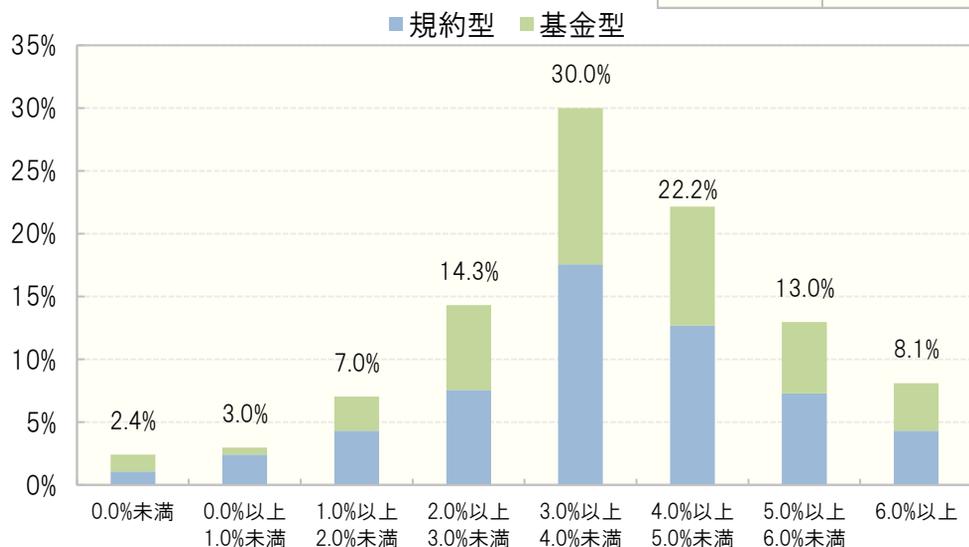
2-2. DB年金の平成30年3月決算積立状況等

3. 運用実績

✓ 一般的に、株式割合の多寡によって運用結果は大きく変わります。

時価ベース利回り

全体平均	基金型	規約型
3.81%	3.87%	3.76%



累積市場収益率(決算月前1年間)



資産クラス	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
収益率	0.90%	15.87%	4.23%	8.47%
インデックス	NOMURA-BPI (総合)	TOPIX(配当込)	FTSE世界国債 (除く日本、円ベース)	MSCI-KOKUSAI (円ベース税引前・配当込)

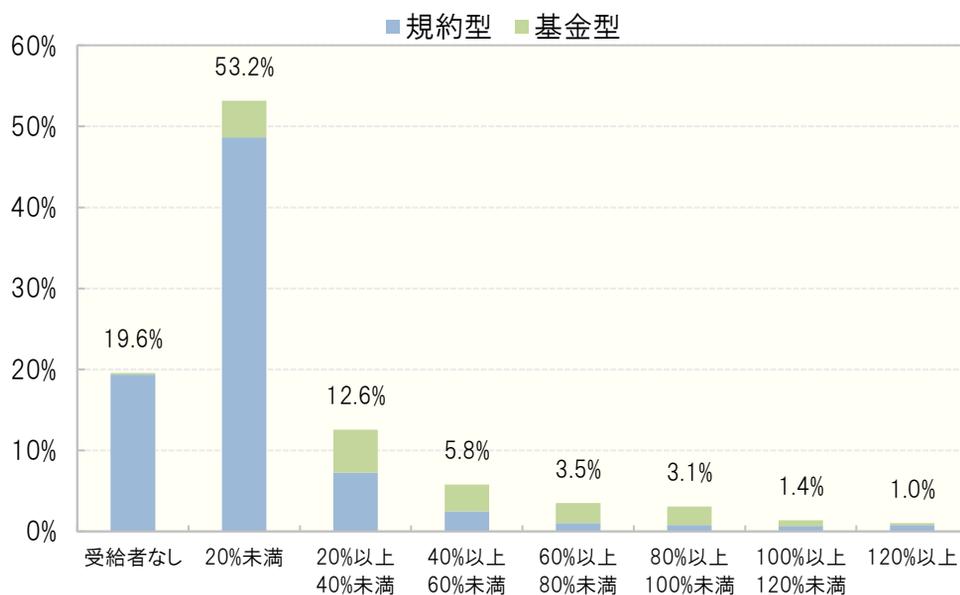
2-2. DB年金の平成30年3月決算積立状況等

4. 成熟度

✓ 制度設立後の経過年数にしたがって成熟度が高まるのは、年金制度として自然な現象と言えます。なお、成熟度が高い場合、一般的にはリスク抑制的な運用が望まれます。

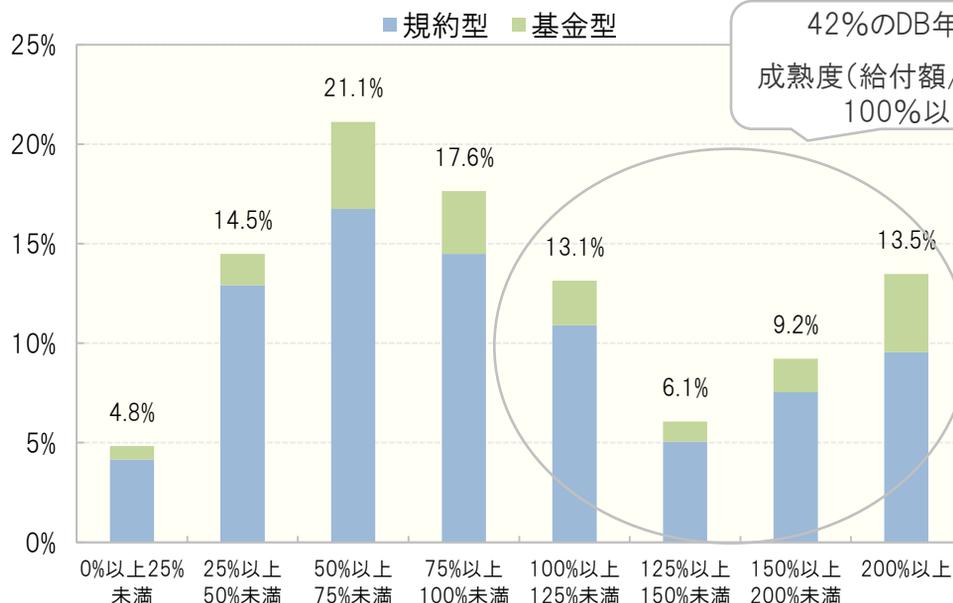
受給者数／加入者数(過去1年間の決算先を集計)

全体平均	基金型	規約型
17.8%	43.5%	11.8%



給付額／掛金額(過去1年間の決算先を集計)

全体平均	基金型	規約型
116.9%	132.3%	113.4%



2-3. 確定拠出年金法施行規則及び運管令の一部を改正する省令及び命令の公布について

- 確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令及び運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を交付
- 内容は、「運営管理機関による運用の方法の公表」及び「兼務規制の見直し(営業職員の兼務規制の緩和)」

三菱UFJ年金ニュースNo.469(7/24)

ポイント

- 7月24日、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令^{※1}及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令(運管令)の一部を改正する命令^{※2}が公布されました。また、平成30年5月11日及び5月21日付の意見募集(パブリックコメント)結果^{※3}^{※4}が公示されました。
- 内容は、確定拠出年金の「運営管理機関による運用の方法の公表」及び「兼務規制の見直し(営業職員の兼務規制を緩和)」等に関して、意見募集時の内容^{※5}から変更はありません。

※1 [確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令](#)

※2 [確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令](#)

※3 [確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)

※4 [確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)

※5 [三菱UFJ年金ニュースNo.463](#)・[三菱UFJ年金ニュースNo.464](#)

1. DC法施行規則の一部改正の概要

【施行日】平成31年7月1日

項目	施行規則の概要
運用の方法の公表	(第19条の3)【新設】 ・企業型運用関連運営管理機関は、提示する運用の方法(※)を選定した理由及び当該運用の方法に係る情報を一覧できるように取り纏めて記載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする (※)指定運用方法を提示する場合にあつては、当該指定方法含む ・企業型運用関連運営管理機関は、公表した情報に変更がある場合には、少なくとも毎年1回、変更後の情報を公表するものとする (第59条)【変更】 ・上記の第19条の3第1項、第3項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と読み替える
運用の方法等に係る情報の提供	(第20条)【追加】 ・営業職員及び営業職員以外の職員(営業職員が当該情報の提供に同席する場合に限る)が運用の方法等に係る情報の提供を行う場合は、企業型年金加入者等に対し、書面の交付その他適切な方法により、運用の方法に係る商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘との誤認を防止するための説明を行わなければならない

2-3. 確定拠出年金法施行規則及び運管令の一部を改正する省令及び命令の公布について

2. 運営管理機関に関する命令の一部改正の概要

【施行日】 平成31年7月1日

項目	運営管理機関令の概要
社内規則等	(第9条の2)【新設】 ・運営管理機関は、運営管理業務の種類及び方法に応じ、加入者等の保護を図り、運営管理業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導、その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない
禁止行為	(第10条)【変更・追加】 ・禁止行為については、次に掲げる行為とする ①営業職員が運用商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘にあわせて運用方法の選定に係る事務を行うこと ②営業職員が、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること ③公表する情報に関し、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを表示すること ④自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、加入者等に対して、特定の運用の方法に係る情報を提供すること

2-4. 「確定拠出年金制度について」(法令解釈)等の一部改正通知の発出について

- ・ 「確定拠出年金制度について」(法令解釈)等の一部改正通知を発出
- ・ 内容は、本年5月に施行された運用改善(運営管理業務の委託と評価にかかる事業主の行為準則等)に関するもの

三菱UFJ年金ニュースNo.470(7/26)

ポイント

- ・ 7月24日、「確定拠出年金制度について」(法令解釈)の一部改正^{※1}及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正^{※2}通知が発出されました。
- ・ 内容は、今年5月1日に施行された、運用改善(運営管理業務の委託と評価にかかる事業主の行為準則等)等に関してで、意見募集時の内容^{※3}から大きな変更はありません^{※4} ^{※5}。

※1 [「確定拠出年金制度について」の一部改正について](#)

※2 [「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について](#)

※3 [三菱UFJ年金ニュースNo.463](#)・[三菱UFJ年金ニュースNo.464](#)

※4 [「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)

※5 [「確定拠出年金制度について」の一部改正案及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)

「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要

(1) 事業主の行為準則及び運営管理機関の評価等

項目	法令解釈の概要
資産の運用に関する情報提供(投資教育)に関する事項	<p style="text-align: right;">【施行日】 平成31年7月1日</p> <p>(基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るための年金制度として定着していくためには、加入者等が適切な資産運用のための情報・知識を有していることに加え、確定拠出年金制度の老齢給付金の受給時期等、制度に関する情報・知識を有していることも重要となる【追加】・ 投資教育を行う事業主等は、上記の趣旨に鑑み、運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において投資教育がなされているよう努めること【新設】

2-4. 「確定拠出年金制度について」(法令解釈)等の一部改正通知の発出について

「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要(続き)

項目	法令解釈の概要
事業主の行為準則に関する事項	<p style="text-align: right;">【施行日】平成30年7月24日</p> <p>(事業主の忠実義務)【変更・追加】</p> <p>① 運営管理機関又は資産管理機関の選定の際の評価項目として、「提示されることが見込まれる運用の方法」を追加</p> <p>② 事業主は、企業型確定拠出年金制度を実施する主体であり、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して運営管理機関を選定する必要があることから、運営管理機関に委託している運営管理業務のうち、特に運用関連業務がもっぱら加入者等の利益のみを考慮して適切に行われているかを確認するよう努めること</p> <p>③ 事業主は、少なくとも、下記事項について、運営管理機関から合理的な説明を受けるように努めること</p> <p>ア 提示された商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それが加入者等の利益のみを考慮したものであること</p> <p>イ 下記(ア)～(ウ)のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それが加入者等の利益のみを考慮したものであること</p> <p>(ア) 同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である場合</p> <p>(イ) 他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である場合</p> <p>(ウ) 同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である場合</p> <p>ウ 商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合又は開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合、そのような内容になっている理由</p> <p>エ 運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それが加入者等の利益のみを考慮したものであること</p>

2-4. 「確定拠出年金制度について」(法令解釈)等の一部改正通知の発出について

「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要(続き)

項目	法令解釈の概要
事業主による運営管理機関の定期的な評価	<p style="text-align: right;">【施行日】 平成30年7月24日</p> <p>(事業主による運営管理機関の定期的な評価の考え方)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主は、企業型確定拠出年金制度を実施する主体であり、もっぱら加入者等の利益のみを考慮し、運営管理機関を選定すること ・事業主は、確定拠出年金制度を導入した後も、少なくとも5年毎に、運営管理機関の運営管理業務の遂行状況について評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めること ・事業主は、運営管理機関等から、その業務の状況等について、年1回以上定期的に報告を受けることされているが、報告内容についても、定期評価の際に考慮することが望ましい ・運営管理業務に係る下記の「具体的な評価項目」の事項について報告を受け、運営管理機関の運営管理業務の遂行状況について評価を行い、当該報告内容及び評価の内容を加入者等に対して開示することが望ましい <p>(具体的な評価項目)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理機関による運用商品が選定された時点から時間が経過しても、なお、加入者等にとって最適な運用商品が選定されているかを確認するため、以下の点が評価項目として考えられる <ol style="list-style-type: none"> ① 運用商品に関する第9.1(1)②の事項(事業主の忠実義務)(本紙2頁の②③項目) ② 運営管理機関による運用商品のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む)、またその報告の有無 ③ 加入者等への情報提供がわかりやすく行われていること(例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況) ・確定拠出年金制度を長期的・安定的に運営するには、運営管理業務を委託する運営管理機関自体の組織体制や事業継続性も重要となることから、運営管理業務の運営体制、運営管理機関の信用及び財産の状況等を評価項目とすることが考えられる ・定期的な評価は、事業主が主体的・俯瞰的に再点検し、運営管理機関との対話等を通じて、制度の是正又は改善につなげていくべきものであり、点検すべき項目や手法については、その企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育の充実度等により、それぞれの事業主において異なると考えられるため、運営管理機関から運営管理業務に付随して提供を受けているサービス(例えば、投資教育を委託している場合の投資教育の内容や方法等)で点検すべき項目があれば、当該項目についても評価することが望ましい

2-4. 「確定拠出年金制度について」(法令解釈)等の一部改正通知の発出について

「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要(続き)

(2) 運営管理機関の行為準則及び業務管理態勢等

項目	法令解釈の概要
運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項	<p style="text-align: right;">【施行日】平成31年7月1日</p> <p>(運用商品の情報提供の説明について)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品の販売等を行う金融機関が自ら運営管理機関として運用関連業務を行う場合には、あくまでも中立な立場で業務を行い、禁止行為が確実に行われぬようにすること ・営業職員が運用の方法の情報の提供を行う場合又は営業職員以外の職員が運用の方法の情報の提供を行う際に営業職員が同席する場合には、加入者等に対し、書面の交付その他の適切な方法により、運用の方法に係る商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘との誤認をさせないための説明を行うこと ・上記の誤認を防止するための説明としては、少なくとも、以下の事項を説明すること <ul style="list-style-type: none"> ①運用の方法の情報の提供は運営管理機関として行うこと ②特定の運用の方法の推奨が禁止されていること <p>(情報提供に関する留意事項)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において、運用の方法の情報の提供が行われている必要があることに留意すること
運営管理機関の行為準則及び業務管理態勢に関する事項	<p style="text-align: right;">【施行日】平成30年7月24日</p> <p>(運営管理機関の忠実義務)【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対する説明責任を積極的に果たすとともに、事業主との意見交換等を踏まえつつ、定期的に、自己の運営管理業務の遂行状況を点検・確認し、必要に応じて見直しを行うこと <p style="text-align: right;">【施行日】平成31年7月1日</p> <p>(運営管理機関の行為準則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理機関が、その運営管理業務の一部を他の運営管理機関に再委託する場合の忠実義務に関して、以下を明記【追加】 <ul style="list-style-type: none"> ①委託先の選定基準を適切に定めていること ②委託先の業務遂行能力や、法令及び契約条項の遵守状況について加入者等の立場から見て必要があると認められる場合、その業務内容の是正又は改善を申し入れるとともに、その旨を事業主又は国民年金基金連合会に報告すること ・「特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めること」として以下の事項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・提示した運用商品のうち一部の運用商品について情報提供すること【新設】 (ただし、加入者等から特定の運用商品の説明を求められた場合に、運用商品の一覧を示して行う場合を除く) ・営業職員は運用の方法の選定に係る事務を兼務してはならない【変更】 ・運用の方法の選定に係る事務を行うことができる者は、運営管理業務の専任者が行うことを基本とし、やむを得ず兼任者で対応する場合にあっても、当該兼任者は、個人に対し商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘に関する事務を行う者であってはならない【変更】 ・営業職員が、確定拠出年金の運用の方法として加入者等に提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと又は指図を行わないことを勧めることのないよう留意すること【新設】

2-4. 「確定拠出年金制度について」(法令解釈)等の一部改正通知の発出について

「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要(続き)

項目	法令解釈の概要
運営管理機関の行為 準則及び業務管理態 勢に関する事項	<div style="text-align: right; color: #e67e22; font-weight: bold;">【施行日】平成31年7月1日</div> <ul style="list-style-type: none"> ・比較表示に関して、以下のような行為が行われないう留意すること【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること ②運用商品の内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること ③運用商品の内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること ④社会通念上又は取引通念上同等の商品として認識されない運用商品間の比較について、あたかも同等の種類との比較であるかのように表示すること ・「運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に該当するものとして規則第20条第1項各号のほか、以下の行為が考えられるので、これらに留意すること【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①「金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載された数値又は信用ある格付機関の格付(以下、客観的数値等)以外のものを用いて、当該金融機関の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること ②使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さずその意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと ③表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該運用商品の元本の支払が保証されていると誤認させること ④一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること ・「運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる事項」に該当するものとして以下の事項が考えられる【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①運営管理機関である法人の信用及び財産の状況 ②当該運営管理機関と運営管理契約を締結した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報 ・「当該企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」に該当するものとして以下の事項が考えられる【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①令第51条各号に掲げる事項 ②運営管理機関である法人の信用及び財産の状況 ③当該運営管理機関を指定した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報 ・「当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」に該当するものとして以下の事項が考えられる【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ①令第51条各号に掲げる事項 ②運営管理機関である法人の信用及び財産の状況 ③当該運営管理機関を指定した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報 <p style="margin-left: 40px;">(注)個人型年金加入者等である期間中、個別の運用の方法に係る手数料以外に、運営管理業務、事務委託先金融機関の業務及び国民年金基金連合会の業務に係る費用も負担することを明示すること</p> <ol style="list-style-type: none"> ④確定拠出年金の老齢給付金の受給開始時期及び脱退一時金の支給要件 <p style="margin-left: 40px;">(注)原則として60歳から老齢給付金を受給することになりその前に脱退一時金を受給することはできないこと及び50歳超で個人型年金加入者等となった場合、通算加入者等期間に応じて、老齢給付金の受給開始時期が60歳より遅くなることを明示すること</p>

2-4. 「確定拠出年金制度について」(法令解釈)等の一部改正通知の発出について

「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正概要(続き)

項目	法令解釈の概要
運営管理機関の行為 準則及び業務管理態 勢に関する事項	<p style="text-align: right;">【施行日】 平成31年7月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入前の者に対して行為準則に反する行為が行われることにより、その者が加入者等となった場合、その加入者等の権利が侵害されることのないよう留意すること【新設】 <p>(運営管理機関の業務管理態勢)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考え、加入者等の利益が最大となるよう、法令及び社内規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うことが求められることから、法令及び社内規則等の適正な遵守を確保するための態勢を整備しなければならない。特に、下記の事項に留意すること【新設】 <ol style="list-style-type: none"> ① 運用関連業務が適切に行われるよう社内規則等を定めるとともに、運用関連業務を行う役職員への周知を行っていること ② 法令及び社内規則等の遵守状況を検証する態勢を整備していること ③ 運用関連業務を行う役職員(運用の方法の提示又は情報を提供する営業職員を含む)が、当該業務及びその前提となる確定拠出年金制度に関する十分な知識を有するよう、研修等を行っていること ④ 加入者等から申出があった苦情等に対し、迅速・公平かつ適切に対処する態勢を整備していること ⑤ 忠実義務に係る態勢を整備していること <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理機関が運営管理業務に付随する事務の一部を他の者に委託する場合に、委託先の選定基準が適切に定められていること ・委託先の業務遂行能力や、法令及び契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されていること ・委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策(業務の改善の指導、委任の解消等)を明確に定めていること

2-5. 確定給付企業年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について

- 働き方改革関連省令の交付に伴い、確定給付企業年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正
- 内容は、制度の実施、変更時に必要な過半数代表者の選出、同意の取得に関する規程の追加。施行日は平成31年4月1日

三菱UFJ年金ニュースNo.474(9/11)

ポイント

- 9月7日、働き方改革関連省令※1が公布され、確定給付企業年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則の一部が改正されました※2※3。
- 施行日は、平成31年4月1日です。

※1 [働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令](#)

※2 [確定給付企業年金法施行規則の一部改正](#)

※3 [確定拠出年金法施行規則の一部改正](#)

1. 確定給付企業年金法施行規則の一部改正の概要

項目	省令の概要
DB施行規則 (第3条) 過半数代表者	・事業主がDBを実施、変更等する際に必要な厚生年金被保険者の過半数を代表する者(過半数代表者)の選出及び同意の取得に関して、次の①②の規程が追加された ①当該過半数代表は事業主の意向に基づき選出されたものでないこと ②確定給付企業年金を実施しようとする又は実施する厚生年金適用事業所の事業主は、過半数代表者が同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない

2. 確定拠出年金法施行規則の一部改正の概要

項目	省令の概要
DC施行規則 (第2条) 過半数代表者	・事業主がDCを実施、変更等する際に必要な厚生年金被保険者の過半数を代表する者(過半数代表者)の選出及び同意の取得に関して、次の①②の規程が追加された ①当該過半数代表は事業主の意向に基づき選出されたものでないこと ②企業型年金を実施しようとする又は実施する厚生年金適用事業所の事業主は、過半数代表者が同意並びに協議に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない

3.その他のトピックス

3-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2017年度)

- 2017年度の上場企業の積立比率(年金資産/退職給付債務)は78%、前年度比2.9ポイント上昇
- 当期発生した数理計算上の差異は1.2兆円の利益、退職給付費用は、前年度比5%減

三菱UFJ年金ニュースNo.472(8/13)

ポイント

上場企業(2,896社)の2017年度の退職給付の状況について集計しました。ポイントは以下の4点です。

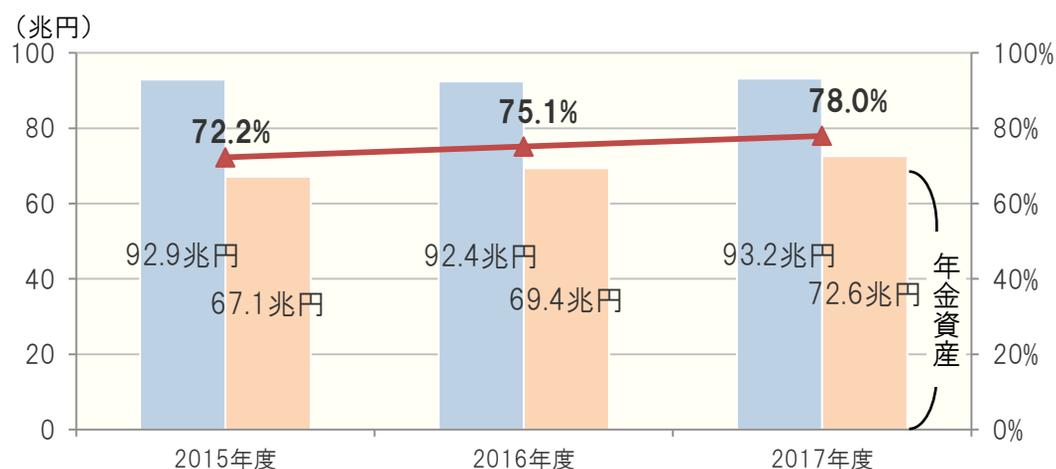
1. 積立比率は78.0%と前年度比2.9ポイント上昇
2. 割引率の平均は0.53%(前年度は0.54%)
3. 数理計算上の差異の当期発生額は1.2兆円の利益
4. 退職給付費用は前年度比5%の減少

(注) 3. 4はIFRS適用先(116社)を除いた集計

積立比率

データ出所: 日本経済新聞社のデータベース(日経NEEDSデータ)より弊社作成。以下同じ。

- ✓ 積立比率(年金資産/退職給付債務)は78.0%となり、前年度(75.1%)比2.9ポイント改善しました。
- ✓ 退職給付債務は0.9%増にとどまる一方、年金資産は4.6%増加しています。

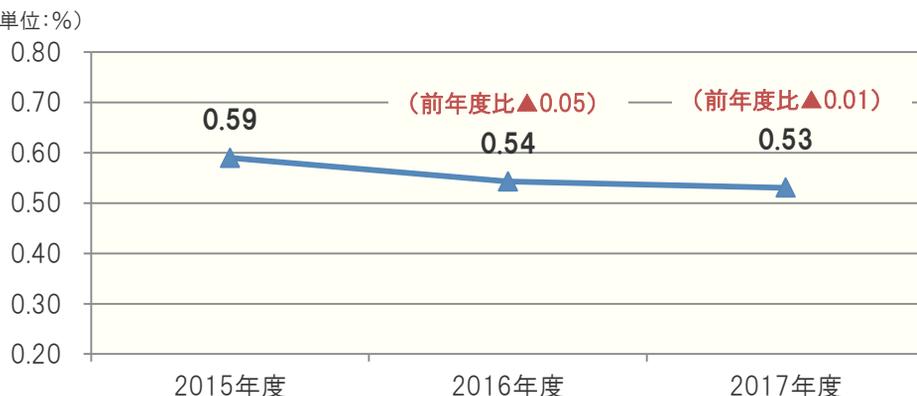


3-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2017年度)

割引率の状況

割引率の開示のある企業(対象社数2,240社)

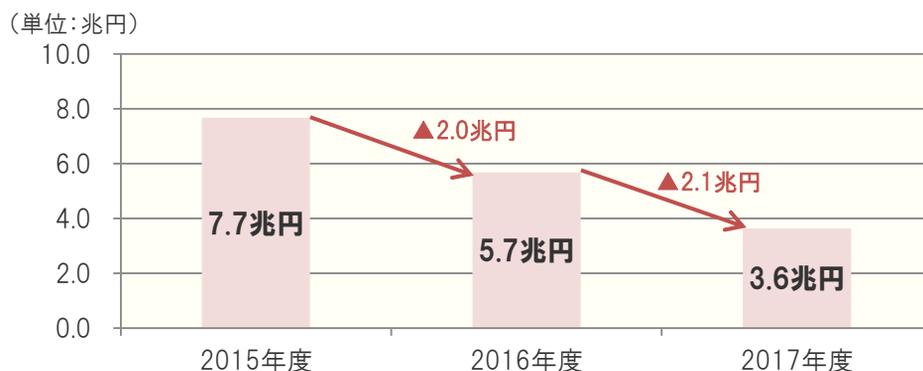
- ✓ 割引率(開示に幅がある場合は下限の率を集計)の平均は0.53%となりました。
- ✓ 前年度(0.54%)とほぼ同水準となっています。
- ✓ なお、割引率をマイナスで設定した企業は18社、(前年度は15社)、0%は208社(同210社)、0%あるいはマイナスで設定した会社の合計は開示対象(2,240社)の10%でした。



未認識数理計算上の差異の状況

IFRS適用先を除いた集計(対象社数2,780社)

- ✓ 数理計算上の差異の発生額(1.2兆円)を要因別に見ると、退職給付債務で0.5兆円の損失、年金資産で1.8兆円の利益となっています(四捨五入の関係で合計が一致せず)。年金資産の運用パフォーマンスが順調であったため、差益が発生しています。
- ✓ 費用処理に伴う減少もあり、未認識数理計算上の差異の残高は前年度から2.1兆円減少(37%減)し、3.6兆円(損失)となりました。



	2016年度	2017年度	(単位:兆円)
期首残高	7.7兆円	5.7兆円	
当期の増減額	数理計算上の差異の当期発生額(A)+(B)	▲ 0.8兆円	▲ 1.2兆円
	(A)退職給付債務からの発生額	0.2兆円	0.5兆円
	(B)年金資産からの発生額	▲ 1.0兆円	▲ 1.8兆円
当期の費用処理額(組換処理による残高の増減)	▲ 1.0兆円	▲ 0.8兆円	
その他の増減	▲ 0.2兆円	0.0兆円	
期末残高	5.7兆円	3.6兆円	

(注1) 正の値が負債の増加(損失)、負の値が負債の減少(利益)を示しています

(注2) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります

3-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2017年度)

退職給付に係る調整累計額の状況

日本基準適用かつ連結決算実施企業かつ退職給付に係る調整累計の開示がある会社(対象社数1,822社)

- ✓ 退職給付に係る調整累計額は1社平均1.2億円(損失)となり、自己資本に対する影響は平均▲0.07%と極めて軽微にとどまっています。

	2016年度		2017年度	
	合計	1社平均	合計	1社平均
退職給付に係る調整累計額(A)	▲ 1.4兆円	▲ 7.6億円	▲ 0.2兆円	▲ 1.2億円
自己資本(B)	287兆円	1,576億円	307兆円	1,682億円
(A)／(B)	▲0.5%		▲0.07%	

【補足】

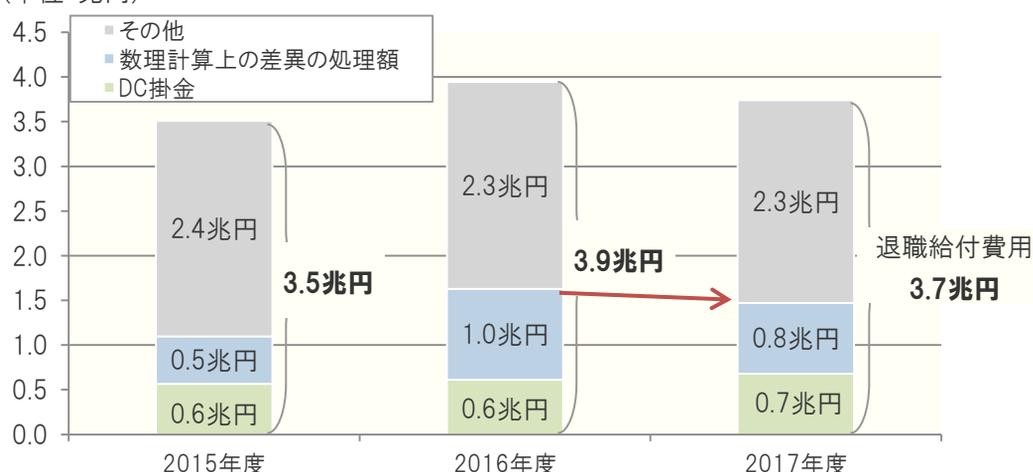
- ✓ 未認識項目は税効果を考慮の上、「退職給付に係る調整累計額」として「その他の包括利益累計額」に計上します。
- ✓ 自己資本は、株主資本と「その他の包括利益累計額」の合計であるため、未認識項目の増減によって直接影響を受けることになります。

退職給付費用

IFRS適用先を除いた集計(対象社数2,780社)

- ✓ 退職給付費用は3.7兆円と前年度に比べ5%の減少となりました。
- ✓ 数理計算上の差異の費用処理額が減少(前年度比▲0.2兆円)したことが主な要因です。

(単位:兆円)



(注1)その他は、勤務費用、利息費用、期待運用収益、過去勤務費用その他の合計

(注2)四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります

3-2. 国際会計基準審議会 M&A費用計上を検討

- 国際会計基準審議会議長が、企業買収を巡る基準の見直しを示唆
- M&A費用計上(のれんの償却)は、日本基準とIFRSの大きな差異の1つ
- 退職給付会計でも両者には大きな差異(数理計算上の差異の費用処理の有無)が存在

～以下、メールマガジン「国際会計基準審議会 M&A費用計上を検討(9/14)」転載～

9月14日付けの日本経済新聞に、国際会計基準審議会(IASB)議長が企業買収を巡る会計処理の見直しを検討している旨、発言したという記事が掲載されています。IFRS(国際会計基準)では、費用計上を義務付けていないのれん(買収額のうち買収企業の純資産額を上回る部分)の費用処理を議論していくというものです。ちなみに、日本基準では、のれんを20年以内の期間で費用として計上することになっています。

IFRSと日本基準との差異は、この「のれんの償却」の他、退職給付会計でも存在します。日本基準では、発生した数理計算上の差異を一旦、その他の包括利益に計上し、その後の一定期間で損益計算書に費用として計上します(この処理を組み替え処理(=リサイクリング)と言います)。一方、IFRSではその他の包括利益に計上しますが、その後損益計算書に費用を計上しません。

両基準とも未実現損益である数理計算上の差異をその他の包括利益に計上する点では一致しています。また、その他の包括利益に計上した損益(未実現損益)は実現した段階で損益として計上すべきという基本的な考え方も一致しています。ただ、IFRSでは年金資産の時価変動等の数理計算上の差異について、「実現損益となる時期や金額について適切な基礎を見出すことが困難である」として、例外的に数理計算上の差異の損益計算書への計上は認めていません。

これに対し、日本基準では従業員の平均残存勤務期間以内で損益が実現するものとみなして、当該期間での費用処理を求めています。もっとも、日本基準では平均残存勤務期間内の一定期間で処理するため、各社の費用処理期間は1年から十数年とばらつきがあります。この点は比較可能性の観点から課題があると言えるかもしれません。

今回、のれんの償却については日本基準に合わせるように改正される可能性が出てきたわけですが、数理計算上の差異の実現時期や金額の考え方については、両者の溝が簡単に埋まるとは思えません。当面は、差異が継続する可能性があるのではないのでしょうか。

なお、数理計算上の差異について、一定期間での費用処理を求めているのは費用の平準化を目指すためではありません。結果的に処理期間を長期化すれば費用の平準化が実現することにはなりますが、費用はあくまで発生時に処理するというのが会計の基本的な考え方です。ちなみに、この考え方は年金財政とは異なります。掛金の算出を行う年金財政では、掛金が税制上の損金になることもあり、平準化するように計算しているからです。

3-3. 人事院、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見書を提出

- 人事院が国家公務員の定年を65歳へ引上げる意見書を提出
- 現在60歳の定年を段階的に65歳へ引上げ

～以下、メールマガジン「人事院、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見書を提出(8/13)」転載～

8月10日、人事院は、国家公務員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げるよう、国会と内閣に対して意見書を提出しました(※1)。これは、2008年、「国家公務員制度改革基本法」(※2)に定年を段階的に65歳に引き上げることにについて検討することと規定され、内閣総理大臣が人事院に定年引上げにかかる検討要請をしたことを受け、人事院が作成したものです。主な内容は次の通りです。

<定年の引上げに関する具体的措置>

(1)定年制度の見直し

- ・定年を段階的に引上げ、最終的に65歳とする
- ・職務等の特殊性や欠員補充が困難であることにより、定年を65歳とすることが適当でない職員の定年は70歳を上限として別途定める年齢とし、現行の65歳から段階的に引上げを行う

(2)役職定年制の導入

- ・組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- ・原則として、役職定年は60歳とする

(3)定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・60歳以降の役職員について職員の希望に基づく短時間勤務を可能とし、多様な働き方を実現

(4)60歳を超える職員の給与

- ・民間の給与水準の実情等を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与は、当分の間、60歳前の7割水準に設定
- ・ただし、役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合もある
- ・諸手当のうち、俸給月額水準と関係するものは、60歳前の7割水準とする
- ・超過勤務手当、休日給、夜勤手当等は俸給月額に連動した額とし、扶養手当、住居手当、通勤手当等は60歳前職員と同額とする
- ・民間の動向等も踏まえつつ、60歳前も含む給与カーブの在り方を引き続き検討

政府は、来年の通常国会に関連法改正案を提出し、2021年度から3年ごとに国家公務員の定年を1歳ずつ延長し、2033年度には65歳とする方向で検討する予定です。なお、厚生労働省「平成29年高年齢者の雇用状況集計結果」(※3)によると、現在65歳以上定年および定年制を廃止している民間企業は約2割しかなく、これ以外の企業においても、働き方改革と労働力確保の観点から、今後、公務員の基準を参考に定年年齢の見直しが広がる可能性があります。

<ご参考>

(※1) 人事院「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」

<http://www.jinji.go.jp/iken/moushide.html>

(※2) 「国家公務員制度改革基本法」

<http://elaws.e->

[gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=420AC0000000068&openerCode=1](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=420AC0000000068&openerCode=1)

(※3) 厚生労働省「平成29年高年齢者の雇用状況集計結果」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000182200.html>

3-4. MUFG資産形成研究所を新設

- 三菱UFJ信託銀行が、「MUFG資産形成研究所」を新設
- 設立の目的は、家計の安定的な資産形成の促進へ貢献すること
- 設立に併せ、調査研究レポート「金融リテラシー1万人調査の概要」を公表

～以下、メールマガジン「MUFG資産形成研究所を新設(8/1)」転載～

三菱UFJ信託銀行は、家計の安定的な資産形成の促進という社会的課題の解決に貢献するため、今般、「MUFG資産形成研究所(以下、研究所)」を新設し活動を開始いたします。また、これに伴い、調査研究レポート「金融リテラシー1万人調査の概要－『投資をしている人』と『投資をしていない人』の違いとは－」を公表しました。

(1) 研究所新設の目的

三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、MUFG)は、お客さま本位の取組みの徹底を図るため、「MUFGフィデューシャリー・デューティー基本方針(以下、基本方針)」を、策定・公表しています。

基本方針では、お客さまが「ライフプラン」や「資産形成」を考え、行動することをサポートする様々な投資教育の機会をご提供することとしております。

MUFGは、三菱UFJ信託銀行が中核となってグループ一体でこれらの投資教育への取組みを着実に進めておりますが、家計の安定的な資産形成の促進という社会的課題の解決に貢献していくため、研究所の新設により、資産形成に係る効果的かつ実践的な情報提供を中立的な立場で行い、投資教育への取組みを加速させることを目指してまいります。

(2) 研究所の概要

投資教育の現場で活かせる実務的な調査研究を進めてまいります。

調査研究結果等につきましては、研究所ホームページ(※1)で定期的に公表するとともに、シンポジウムやお取引先さま向け講演会等を通じて広く情報提供を行ってまいります。

(3) 調査研究レポート「金融リテラシー1万人調査の概要－『投資をしている人』と『投資をしていない人』の違いとは－」(※2)

三菱UFJ信託銀行では、過去3年間、定期的に、金融リテラシーの調査を目的として一般の消費者1万人にアンケート調査を実施してきました。研究所では、この調査を承継し、投資を身近で馴染みやすいものにするにはどうすれば良いのか、そのヒントを得ることを意図して分析をいたしました。

<要旨>

- ・投資をしていない人の割合は45%超で、投資をしていない理由として「まとまったおカネがない」「手続きが面倒」「何に投資して良いか分からない」とする割合が高い。
- ・投資と生活の関係として、「株主優待」など現在の生活に密着し、目に見える利益の追求をしている人の他、将来のライフイベントに向けた資金計画の検討をしている人ほど投資に向かう傾向が高い。
- ・投資に関する事前の学習経験が投資に繋がる。「受動的」な学習経験であっても、その傾向がある。
- ・投資を検討するきっかけとして、インターネットの役割は大きい。手続きの簡素化に向けては、インターネットやスマホアプリの活用が有効と考えられる。

<ご参考>

(※1) MUFG資産形成研究所ホームページ <https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/index.html>

(※2) 調査研究レポート「金融リテラシー1万人調査の概要－『投資をしている人』と『投資をしていない人』の違いとは－」(2018年) https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/pdf/kinnyuu_literacy_01.pdf

MEMO

4. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(平成30年7月～9月)

4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成30年7月～9月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成30年 7月	リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について		○		
	厚年本体の平成29年度運用実績(弊社推計値)について②	○			
	社会保障審議会「第6回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催	○			
	DB年金の平成30年3月決算積立状況等		○		
	確定拠出年金法施行規則及び運管令の一部を改正する省令及び命令の公布について		○		
	「確定拠出年金制度について」(法令解釈)等の一部改正通知の発出について		○		
平成30年 8月	第3回 社会保障審議会年金部会の開催について	○			
	MUFG資産形成研究所を新設				○
	平成29年度の厚年本体利回り(確定値):6.51%	(○)			
	人事院、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法の改正についての意見書を提出				○
平成30年 9月	上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2017年度)			○	
	平成29年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率:6.51%(告示改正)	○			
	確定給付企業年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について		○		
	厚生労働省 労働政策審議会 同一労働同一賃金部会、「同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台」等を提示				○
	国際会計基準 M&A費用計上検討			○	
第4回 社会保障審議会年金部会の開催について	○				

※ ()は本資料に未掲載のニュースです。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士等にご確認ください。ようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))